

長野市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、空き家を有効活用することによる市内への定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家の所有者等と市内への定住を希望する者との結び付きの支援その他の事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 自己の居住の用に供することを目的として建築された市内の家屋であって、現にその者及びその親族等（以下「旧居住者」という。）が居住していないもの（この要綱に基づく事業により新たに入居する者が入居するまでに旧居住者が居住しないこととなることが確実に見込まれるものを含む。）及びその敷地をいう。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) 空き家利用希望者 市内への定住又は定期的に滞在すること等を目的として、空き家の利用を希望する者をいう。

(4) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けて登録した情報を、空き家利用希望者に対して提供するシステムをいう。

(5) 仲介事業者 長野市が空き家バンクの運営について協定を締結した宅地建物取引業を営む事業者をいう。

(空き家の登録申込み等)

第3 空き家バンクに空き家に関する情報の登録を希望する所有者等は、長野市空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）に長野市空き家バンク物件登録カード（様式第2号。以下「物件登録カード」という。）その他市長が指定する書類を添付して、市長に空き家バンクへの登録を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、その内容等を審査し、適当であると認めたときは、物件登録台帳に登録するとともに、その旨を所有者等に通知するものとする。

(物件登録事項の変更)

第4 市長から空き家バンクに登録をした旨の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録の内容に変更があったときは、長野市空き家バンク物件登録変更届出書（様式第3号）にその変更内容を記載した物件登録カードを添付して、市長に届け出なければならない。

(物件登録の抹消)

第5 物件登録者は、その者に係る物件の物件登録台帳への登録（以下「物件登録」という。）を抹消しようとするときは、長野市空き家バンク物件登録抹消申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、物件登録を抹消するものとする。

3 第1項の場合のほか、市長は、次のいずれかに該当するときは、物件登録を抹消するものとする。この場合において、市長は、物件登録者にその旨を通知するものとする。

- (1) 物件登録した空き家に係る所有権その他の権利について、この要綱による事業の目的が達成できない程度の変動があったとき。
- (2) 物件登録から2年を経過したとき。
- (3) 物件登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が物件登録を抹消することが適当であると認めたとき。

4 前項第2号の規定により物件登録を抹消された者は、その抹消された物件登録に係る物件について、改めて空き家バンクへの登録を申し出ることができる。

(物件登録内容の公表)

第6 市長は、必要に応じ、物件登録の内容の一部を長野市ホームページに掲載するほか、適切な方法で公表するものとする。

(利用要件)

第7 空き家利用希望者であって空き家バンクに登録しようとする者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 空き家に定住し、地域の住民と協調して生活することができると認められる者であり、かつ、地域の文化、自然環境等への理解を深め、住民としての自覚を持って生活することができると認められる者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (3) その他市長が別に定める要件

(利用登録)

第8 空き家利用希望者は、長野市空き家バンク利用登録申込書（様式第5号）に誓約書（様式第6号）を添付して、市長に空き家バンクへの登録を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、内容等を確認し、適切であると認めたときは、空き家バンク利用登録台帳（以下「利用登録台帳」という。）に登録するとともに、その旨を申込者に通知するものとする。

(利用登録内容の変更)

第9 利用登録台帳への登録を受けた者（以下「登録済利用希望者」という。）は、登録内容に変更があったときは、長野市空き家バンク利用登録変更届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(利用登録の抹消)

第10 登録済利用希望者は、利用登録台帳への登録の抹消を希望する場合は、長野市空き家バンク利用登録抹消申出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、利用登録を抹消するものとする。

3 第1項の場合のほか、市長は、次のいずれかに該当するときは、利用登録を抹消するとともに、登録済利用希望者に通知するものとする。

- (1) 登録済利用希望者が、第7各号に掲げる要件を欠いたと認められるとき。

- (2) 登録済利用希望者が、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 利用登録の内容に虚偽があったとき。
 - (4) 利用登録から2年を経過したとき。
 - (5) その他市長が利用登録を抹消することが適当であると認めたとき。
- 4 前項第2号の規定により利用登録を抹消された者は、改めて空き家バンクへの登録を申し出ることができる。

(物件交渉)

第11 物件登録者との交渉を希望する登録済利用希望者は、長野市空き家バンク物件交渉申込書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、希望に係る空き家の物件登録者が仲介事業者を通した仲介を希望しているときは、その旨を登録済利用希望者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、希望物件の物件登録者又は仲介事業者へその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた物件登録者又は仲介事業者は、交渉に応じるか否かについて、速やかに登録済利用希望者へ回答しなければならない。
- 4 第2項の規定による通知を受けた物件登録者(当該物件登録者が仲介事業者を通した仲介を希望している場合は、仲介事業者)は、物件交渉等の結果を、速やかに、長野市空き家バンク物件交渉結果報告書(様式第10号)により、市長に報告しなければならない。

(交渉等への不関与)

第12 市長は、物件登録者又は仲介事業者と登録済利用希望者との空き家に関する交渉等については、一切これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第13 物件登録者、登録済利用希望者及び仲介事業者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を紛失等することのないよう適正に管理すること。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。